

子育て満足度日本一を目指して



# 大分県家庭的養護推進計画



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止する  
というメッセージが  
込められています。

平成27年3月  
大分県

# 目 次

一 大分県家庭的養護推進計画の策定にあたって .....	1
1 計画策定に至る経過	
(1) 大分県のこれまでの取組等	
(2) 計画策定の根拠となる国の通知	
2 基本理念	
3 計画の概要	
二 要保護児童数の推計 .....	3
1 基本的な考え方	
2 推計児童数	
三 家庭的養護の推進の取組 .....	7
1 具体的な取組	
(1) 児童養護施設等の小規模化、地域分散化の推進	
(2) 里親委託等の推進	
2 取組目標	
(1) 社会的養護の割合	
(2) 児童養護施設等における本体施設の小規模化(ユニット化)	
(3) 児童養護施設の地域分散化	
(4) 里親等委託の推進	
四 児童養護施設等の高機能化 .....	10
1 具体的な取組	
2 取組目標	
五 計画の評価 .....	15

## 一 大分県家庭的養護推進計画の策定にあたって

児童養護施設及び乳児院(以下「児童養護施設等」という。)の小規模化(ユニット化)・地域分散化・高機能化や、里親・ファミリーホーム(以下「里親等」という。)の委託率等に係る5年ごとの目標数値を定めた「大分県家庭的養護推進計画」(以下「計画」という。)を策定する。

### 1 計画策定に至る経緯

#### (1) 大分県のこれまでの取組等

子どもの最善の利益を図るため、児童養護施設等の小規模化(ユニット化)・地域分散化・高機能化や、里親等委託の推進等、社会的養護の充実に取り組んできた。

[取組の具体例]

- 児童養護施設等の小規模グループケア化、地域小規模児童養護施設の開設
- 児童養護施設等に加算職員(基幹的職員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、職業指導員、看護師)を配置
- 里親専任職員を中央児童相談所に配置、児童養護施設等を里親支援機関に指定

[取組の成果例]

- 児童養護施設本体施設敷地内で行う小規模グループケア率: 47.4%(H25年度末)
- 地域小規模児童養護施設数: 6(H25年度末)  
児童養護施設9施設中5施設で設置
- 里親等委託率: 28.1%(H25年度末) 全国8位  
里親等委託率の最近9年間の増加幅の大きい自治体: 20.7%増加、全国2位  
7.4%(H16年度末)→28.1%(H25年度末)
- 児童養護施設等10施設全てに基幹的職員研修課程修了者を配置済

一方で、小規模化・地域分散化・高機能化に対しては、施設整備費の確保・一人勤務等による職員の負担増や孤立化・配置職員増に伴う人材確保及び育成等、里親等委託の推進に対しては、養育里親希望者の開拓・既登録里親の高齢化に伴う辞退者の増加等、様々な課題も生じている。

今後、これらの課題解決に向けて、県と児童養護施設等や里親等とが連携し、様々な取組を工夫していくことが必要である。

[既に取り組中の例]

- 里親会、里親支援専門相談員(児童養護施設等の職員)、児相等で構成した「里親委託等推進委員会」を年2回開催

#### (2) 計画策定の根拠となる国の通知

平成24年11月30日付「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」(雇児発1130第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

## 2 基本理念

すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら、養育されるべきである。

社会的養護を必要とする子どもたちにとって、地域とつながった「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、できるだけ家庭あるいは家庭的な環境で養育する「家庭的養護」が必要である。

このため、社会的養護は、原則として家庭養護を推進するとともに、施設養護でもできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要がある。

一方で、虐待を受けた経験のある子どもたちや、発達障がい等の障がいを有している子どもたちが少なからず入所している児童養護施設等は、里親等と比べ、より専門性の高いケア、家族支援や自立支援が求められている。このため、直接処遇職員の技術向上や専門的な役割を担う職員の配置等、本体施設の高機能化が必要である。

すなわち、児童養護施設における小規模化・地域分散化は、児童養護の施設経営を縮小することではなく、その機能を高機能化し、地域支援の拠点とする等、施設の役割を大きく発展させていくことである。

また、乳児院は、言葉で意思表示できず一人で生きていくこと、生活することができない乳幼児の生命を守り養育する施設であり、被虐待児・病児・障がい児等に対応できる専門的養育機能を持っている。そうした中で、アセスメントが十分になされていない段階での緊急対応・保護者支援・退所後のアフターケアを含む親子再統合支援の役割が求められている。このため、乳児院の特性や役割に十分留意した小規模化や高機能化を進めていく必要がある。

## 3 計画の概要

平成27年度を始期とした15カ年計画。社会的養護を必要とする児童数(以下「要保護児童数」)の将来推計に基づき、児童養護施設等の小規模化(ユニット化)・地域分散化、里親等委託率等に係る5年ごとの取組目標を定める。

前期計画：平成27～31年度、中期計画：平成32～36年度、

後期計画：平成37～41年度

児童養護施設等に係る目標は、施設ごとに定めた「家庭的養護推進計画」を元に調整を行う。

この計画は、「おおいた子ども・子育て応援プラン(第三期計画)～大分県次世代育成支援行動計画」の部門計画の性格を有し、整合性を図っている。

## 二 要保護児童数の推計

※参考資料 図1 (P4～6)

### 1 基本的な考え方

県内の要保護児童数は、児童人口の減少や今後の子育て支援策の充実など、保護者の元で子どもが成長できる環境の整備により、減少が見込まれる。一方で、児童虐待に関する相談件数の急増等に伴い、虐待を受けた子ども等への対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

子育てに関する環境整備や支援を通じた児童虐待の未然防止などによって、要保護児童を減少させていくことが、本来理想的である。しかし、県内の過去10年間の被措置児童は児童人口の減少傾向にも関わらず450～500人前後で推移しており、今後の児童人口の減少等を勘案しても、今後15年間は現状と同規模程度又は微増で推移することを想定した対策が必要。

### 2 推計児童数

今後5年間ごとの要保護児童数は、過去10年間の推移を基本に、最新数値(平成26年12月1日現在速報)を勘案して推計。

計画最終年度	H25	H31(前期)	H36(中期)	H41(後期)
児童人口 (0～19才)	208,638 ※1	185,200 ※3	170,899 ※3	157,234 ※3
要保護児童数	463 ※2	502	502	502

※1 大分県の人口推計(年報) H25.10.1

※2 県子ども子育て支援課 H26.3.31(県外施設及び県外里親への措置を除く)

※3 児童人口は翌年の推計(例.H31年度はH32年)の推計を使用。

#### 【解説】

被措置児童とは、児童養護施設等や里親等に措置されている児童のことをいい、要保護児童に含まれている。

例えば、児童相談所は保護が必要と判断しているが保護者の承諾が取れずに在宅している児童は、要保護児童であるが、被措置児童ではない。

### 三 家庭的養護の推進の取組

※参考資料 図2 (P11～14)

#### 1 具体的な取組

##### (1) 児童養護施設等の小規模化、地域分散化の推進

- ① できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細かなケアが行えるようケア形態の小規模化（ユニット化）を促進する。
- ② 一般家庭に近い生活の場を保障するため「地域小規模児童養護施設」の設置を促進する。
- ③ 「トライアル里親事業」を活用し、施設等に入所している子どもの家庭体験を推進する。

##### (2) 里親委託等（家庭養護）の推進

- ① 地域の中で養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う里親やファミリーホームへの委託を推進し里親等委託率の向上を図る。
- ② 里親が地域の理解と協力のもとに子どもの養育を行えるよう、里親制度の普及・啓発に努める。
- ③ 親元を離れて生活する子どもが、生まれ育った地域で安心して暮らせるよう、中学校区ごとに一人の里親を目標に、里親の新規登録を促進する。
- ④ 里親家庭等で子どもが安心して生活できるよう、里親やファミリーホームに対する研修を実施するとともに、児童養護施設等に配置した里親支援専門相談員を活用するなど里親等への支援の充実を図る。

#### 2 取組目標

##### (1) 社会的養護の割合

児童養護施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合を概ね3分の1ずつとする。

計画最終年度	H25(基準)	H31(前期)	H36(中期)	H41(後期)
児童養護施設本体施設 入所児童数	284 (61.3%)	223 (44.4%)	199 (39.6%)	165 (32.9%)
グループホーム 入所児童数	31 (6.7%)	92 (18.3%)	116 (23.1%)	150 (29.9%)
里親等委託児童数	130 (28.1%)	167 (33.3%)	167 (33.3%)	167 (33.3%)
乳児院入所児童数	18 (3.9%)	20 (4.0%)	20 (4.0%)	20 (3.9%)
要保護児童数 計	463	502	502	502

(2) 児童養護施設等における本体施設の小規模化(ユニット化)

できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを行うため、児童養護施設の本体施設の定員は45名以下とし、全施設を小規模グループケア化する。

乳児院は、乳児の特性と施設の役割を踏まえて、養育単位の小規模化を進める。

計画最終年度	H25(基準)	H31(前期)	H36(中期)	H41(後期)
<b>児童養護施設</b>				
本体施設の定員	365	293	248	210
うち本園型小規模グループケアの定員	173	210	248	210
	24ヶ所	30ヶ所	39ヶ所	34ヶ所
(本体施設のユニット整備率)	(47.4%)	(71.7%)	(100%)	(100%)
<b>乳児院</b>				
本体施設の定員	20	20	20	20
うち本園型小規模グループケアの定員	0	10	15	20
	(0ヶ所)	(2ヶ所)	(3ヶ所)	(4ヶ所)
(本体施設のユニット整備率)	(0.0%)	(50.0%)	(75.0%)	(100%)

**【解説】**

平成25年度現在、大分県内に45名以上定員の本体施設はない。

(3) 児童養護施設の地域分散化

一般家庭に近い生活の場を保障するために、グループホームの設置を進め、本体施設との入所人員の割合を概ね1:1とする。

計画最終年度	H25(基準)	H31(前期)	H36(中期)	H41(後期)
グループホーム数	6	15	19	25
グループホームの定員	36	92	116	150
入所児童数	31	92	116	150
本体施設の定員	365	293	248	210
本体施設の入所児童数	284	223	199	165

【解説】

地域小規模児童養護施設と分園型小規模グループケアは同様な施設形態であるが、配置職員や定員等の違いを勘案して、施設側が選択できる制度となっているので、分類しない。

(4) 里親等委託の推進

平成31年度末(前期末)に3分の1の割合(33.3%)を目標とし、中期以降はその割合以上を維持する。

計画年度末	H25(基準)	H31(前期)	H36(中期)	H41(後期)
里親委託児童数	80	107	107	107
ファミリーホーム委託児童数	50	60	60	60
里親等委託数 (里親等委託率)	130 (28.1%)	167 (33.3%)	167 (33.3%)	167 (33.3%)



## 四 児童養護施設等の高機能化

※参考資料 図2 (P11～14)

### 1 具体的な取組

- ① 「児童家庭支援センター」における、緊急的な保護への対応や、地域における子どもや家庭に関する相談・指導、児童相談所をはじめ関係機関との調整等が適切に行われるよう、機能強化を図る。
- ② 職員に対する指導・教育及び職員のメンタルヘルスに関する支援を行う「基幹的職員」を配置するなど児童養護施設の高機能化を図る。
- ③ 「家庭支援専門相談員」を活用し、施設等に入所している子どもの家族関係の修復や、家庭復帰を積極的に推進する。
- ④ 各児童養護施設に「職業指導員」を配置し、入所児童等に対する就労及び自立支援の充実を図る。

### 2 取組目標

計画最終年度	H25(基準)	H31(前期)	H36(中期)	H41(後期)
児童家庭支援センター併設施設数(10施設)	2	5	9	10
基幹的職員研修課程修了者数(児童養護施設9)	9	52	52	60

《参考》

児童養護施設等が策定した『家庭的養護推進計画』のとりまとめ

計画最終年度	H25(基準)	H31(前期)	H36(中期)	H41(後期)
里親支援専門相談員配置施設数(10施設)	8	10	10	10
職業指導員配置施設数(児童養護施設9)	6	8	9	9
ショートステイ事業実施施設数(10施設)	9	9	10	10
トワイライト事業実施施設数(10施設)	5	8	9	9

## 五 計画の評価

各期末ごとに取組目標の達成状況の評価し必要な見直しを行い、〈仮称〉「大分県次世代育成支援行動計画(第4期以降)」と整合性を図る。

福祉保健部こども・家庭支援課こども育成支援班  
〒870-8501 大分市大手町3-1-1  
☎097-536-1111 内線2706  
097-506-2706